

自動車優良環境機器・装置評価公表事業 申請の手引き

令和元年 10 月改定



一般財団法人

環境優良車普及機構

目 次

1. 事業の目的	1
2. 評価公表事業の対象となる機器・装置	1
3. 評価の申請	2
(1) 申請者の要件	
(2) 申請の方法	
(3) 申請をする前に（事前相談の受付）	
4. 評価の基準	3
5. 評価の方法	3
6. 評価の公表	4
7. 評価に係る費用	4
8. 事業の流れ	5
(1) 申請から申請書類の受理までの手続き	
(2) 申請書類の受理から評価委員会開催までの手続き	
(3) 評価結果の確認から公表及び標章マーク貼付までの手続き	
(4) 評価公表後の諸手続き	
お問合せ	10
【資料】	11
1. 性能審査の実施機関	
2. 試験自動車の区分	
3. 性能試験	
(1) 性能試験の概要	
(2) 燃費試験の概要	
(3) 燃料消費量の低減率の計算方法	
<解説>	
4. 規程集	
様式集	

1. 事業の目的

自動車交通に起因した CO₂ 排出による地球温暖化問題は、依然として厳しい状況にあります。また、昨今、石油価格の高騰により自動車燃料価格は高止まり傾向にあり、自動車の燃費改善が求められているところです。このため、市場では使用過程車に装着する様々な燃費を改善する機器・装置が考案、商品化されています。

しかしながら、当該機器・装置においては、性能や効果を理解するのに専門的な知識が必要なものが多く、また、性能等に関する客観的な情報も少ないことから、一般の使用者がこれらの機器・装置を購入する際に役に立つ、評価や効果に関する情報が求められています。

本事業は、自動車の燃費を改善する機器・装置の性能等について客観的に評価し、これを公表することにより、自動車の燃費を改善する優良な機器・装置の普及を図ることを目的としています。

2. 評価公表事業の対象となる機器・装置

燃費の改善に寄与する自動車の機器・装置を当面の対象としています。また、当該機器・装置は、既に商品化されている、或いは今後商品化されるものとします。

燃費・排出ガス性能は、公的な燃費及び排出ガス試験法に準拠して公的試験機関で測定し評価されるものとします。

ただし、次のものは対象外としています。

- ECU 等制御システムに関する機器・装置
- 自動車の燃料類、潤滑油、添加剤等
- 異なる燃料類、潤滑油、添加剤等の当該自動車の燃料への混和、添加等を行う装置
- 自動車の騒音防止に関する装置（消音性能に関し重要な部位の改造のあるもの）
- タイヤ、ホイール

3. 評価の申請

(1) 申請者の要件

申請者は、次のとおりとします。

- ①当該機器・装置の製造または販売を業とする者
- ②外国において当該機器・装置の製造を業とする者
- ③上記②の者から当該機器・装置を購入する契約を締結している者で、当該機器・装置を本邦で販売することを業とする者

(2) 申請書類

申請者は、評価公表申請書(様式6-1)及び次に掲げる各様式の添付書類(それぞれ正副2通)を機器・装置の型式ごとに提出してください。

- | | |
|-------------------|----------|
| ①事業概要 | (様式6-2) |
| ②製品情報・仕様書 | (様式6-3) |
| ③効果原理説明書 | (様式6-4) |
| ④外観図または構造図 | (様式6-5) |
| ⑤詳細図 | (様式6-6) |
| ⑥取付・取扱説明書 | (様式6-7) |
| ⑦品質保証書 | (様式6-8) |
| ⑧使用・取付可能な自動車の種類 | (様式6-9) |
| ⑨性能審査結果成績書 | (様式6-10) |
| ⑩社内品質管理要領及び品質管理基準 | (様式6-11) |

(3) 申請をする前に (事前相談の受付)

申請の準備に当たっては、本事業の内容について十分ご理解いただけるよう、対象となる機器・装置の要件、機器装置の評価に必要な性能試験の要領等について、事前に(一財)環境優良車普及機構に相談するようお願いします。

4. 評価の基準

申請された機器・装置の評価には、以下の評価基準が適用されます。

(1)効果原理

科学的根拠に基づいたものであること。

(2)燃料消費量の低減

所定の試験方法により、自動車の燃料消費量が5%以上低減すること。

装着後、直ちに効果を発するものであること。

(3)環境性能

機器・装置を装着した後の自動車の環境性能が、当該機器・装置を装着する前より悪化しないこと。

試験自動車は、所定の排出ガス基準に適合し、NOx、PM 等の排出量が当該機器・装置を装着する前より悪化しないこと。

機器・装置が騒音に関連する場合、試験自動車は、所定の騒音基準に適合し、騒音が当該機器・装置を装着する前より悪化しないこと。

その他の環境性能は、当該機器・装置を装着する前より悪化しないこと。

(4)機器・装置の耐久性

その装着後、少なくとも3ヶ月間または走行距離が3万 km に達するまで、日常点検により機器・装置の性能を保持できること。

その装着後、少なくとも1年間または走行距離が 10 万 km に達するまで、部品等を交換せずに機器・装置の性能を保証できること。

(5)安全性への影響

当該機器・装置の装着により車両の安全性を損なわないこと。人体の健康障害を生じるおそれのないこと。

5. 評価の方法

申請の受理後、学識経験者、有識者等により構成された「評価委員会」を召集します。

この評価委員会において、申請書類や申請者に対するヒアリング等の情報をもとに、評価の基準が満たされているか審査し、合否を決定します。

6. 評価の公表

- (1)「評価委員会」の審査の結果、機器・装置が優良と評価されたものについては、公表に係る手続きを経て、次に掲げる項目を公表します。
- ・ 機器・装置の名称、型式
 - ・ 機器・装置を取り付けることができる自動車の型式(車両区分)
 - ・ 機器・装置の製作者等の名称、住所、電話番号
 - ・ 機器・装置の評価試験結果、評価委員会で指摘された特記事項
 - ・ その他必要な事項
- (2)上記の公表は、(一財)環境優良車tのホームページで行います。
- (3)また、「標章交付申請書」(様式11-1)を提出し、公表手数料を納入した申請者には、標章(LEVOJ マーク)を交付します。
- (4)公表の有効期間は、公表の日から翌々年の3月31日までとし、その後は、2年毎に更新手続きが必要となります。
- (5)なお、評価を行った結果、優良と判定されなかった機器・装置及び評価ができなかった機器・装置の申請者に対しては、その旨を理由を付して通知します。

7. 評価に係る費用

評価公表に係る費用は、「評価公表手数料規程」による下表の通りです。

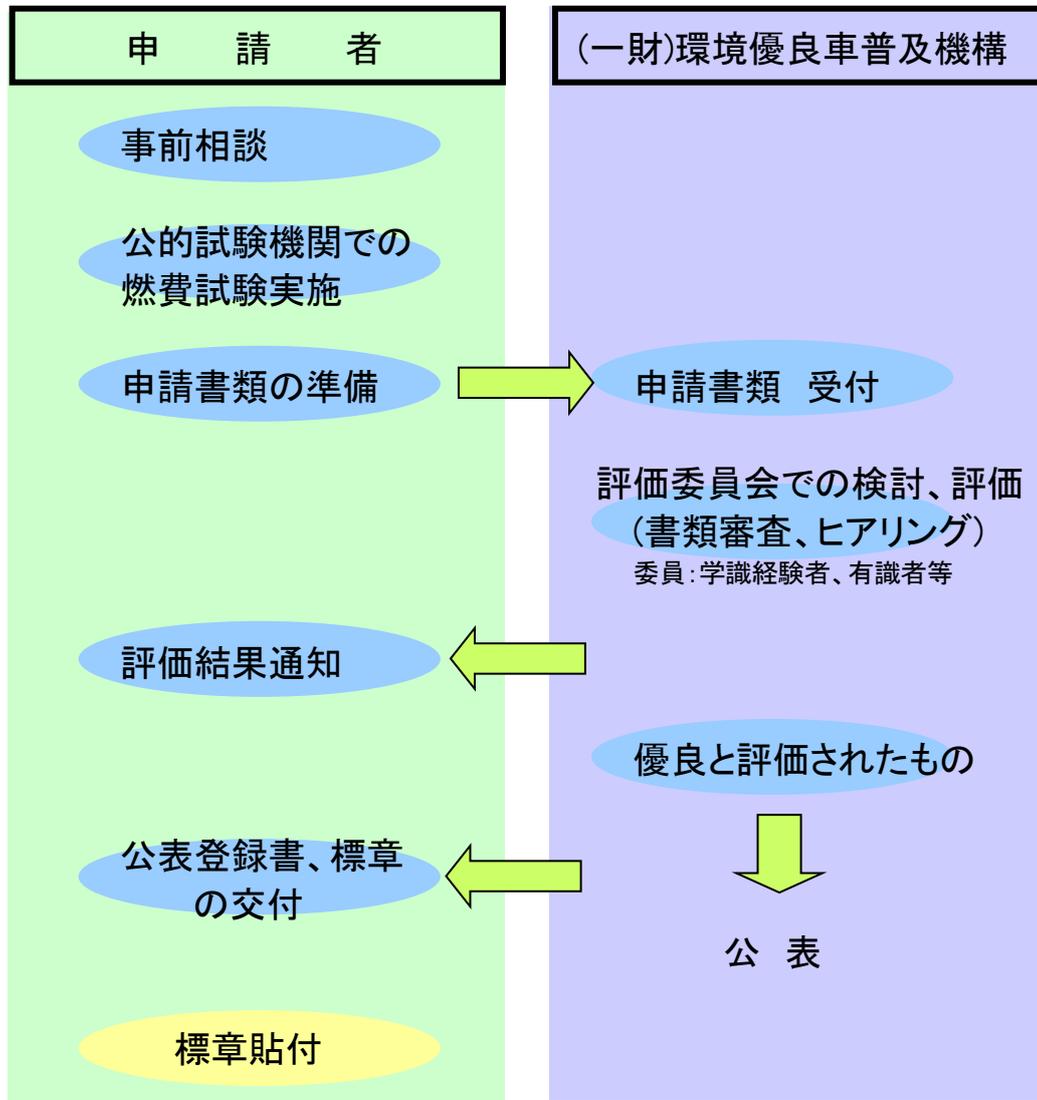
手数料 (消費税込み)

項 目	費 用
申請・審査手数料	363,000 円/1 件
公表手数料	22,000 円/1 件
標章交付手数料	220 円/1 枚
更新手数料	187,000 円/1 件

2019年10月1日申請分から消費税率を8%から10%に改定させていただきます。

8. 事業の流れ

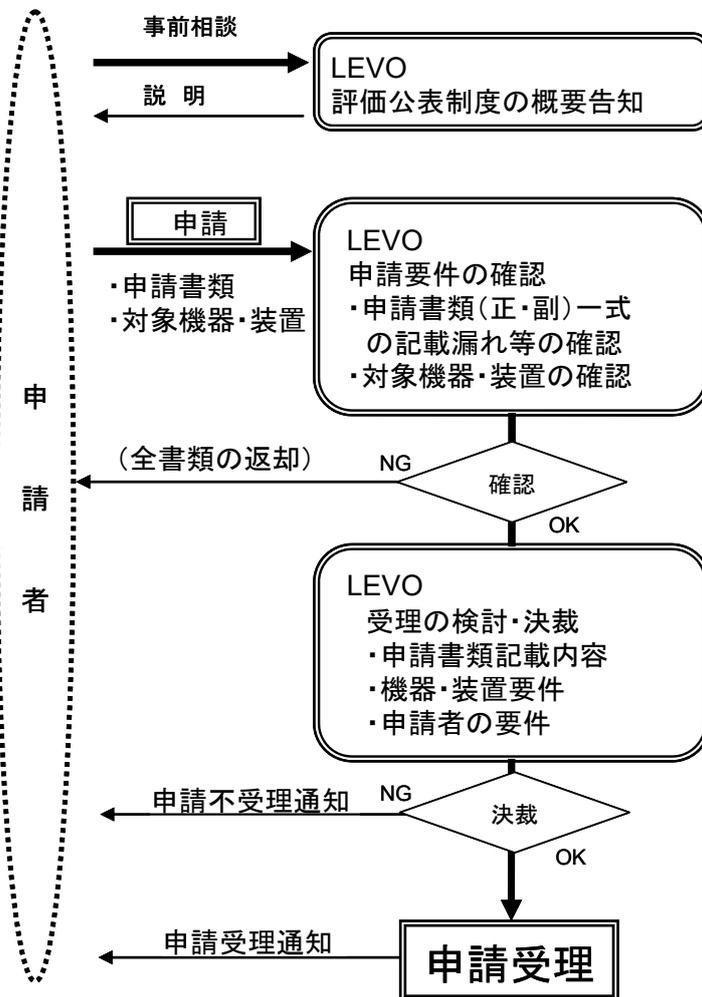
事業の概略の流れは、以下の通りです。



次頁以降に、事業の流れに沿って、必要な手続きについて説明します。

(1) 申請から申請書類の受理までの手続き

申請から受理までの流れは以下のとおりです。



事前相談

申請書類の準備にあたっては、(一財)環境優良車普及機構(LEVO)に事前に相談するようお願いします。

申請要件や性能試験の実施要領についてご確認ください。

申請書類

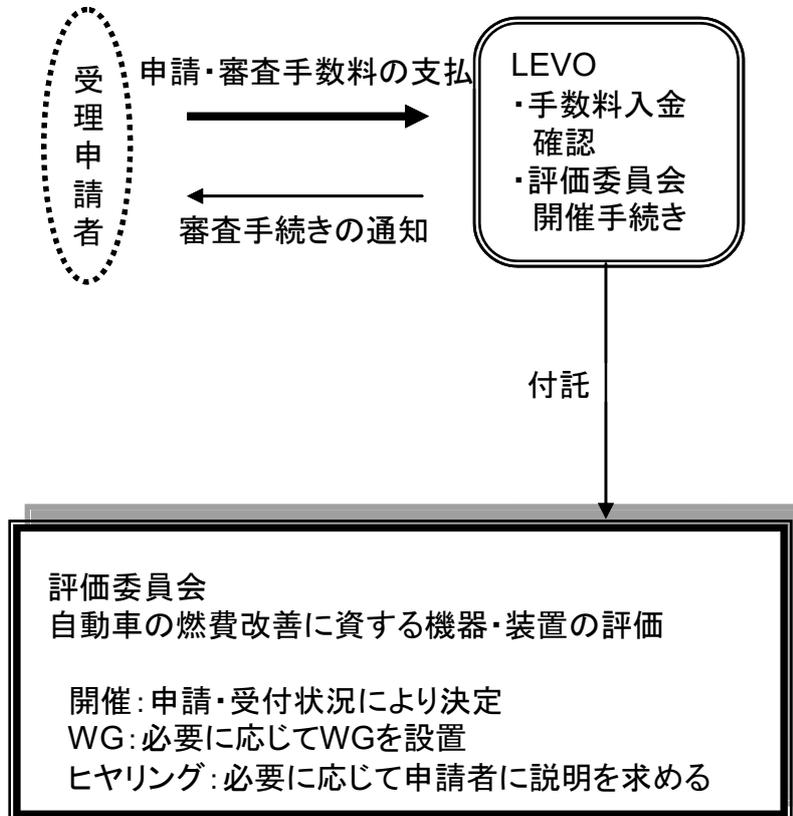
申請は、1件につき1品種とし、当該機器・装置の1件ごとに以下の申請書類(正副2通)を提出してください。

申請書類の受理

申請書類の内容を確認後、申請者に受理または不受理の旨を通知します。

(2) 申請書類の受理から評価委員会開催までの手続き

申請受理から評価委員会開催までの流れは以下のとおりです。



手数料の納入

申請に対する受理等の通知書により、申請を受理された申請者は、申請・審査手数料を納入してください。

評価委員会の開催

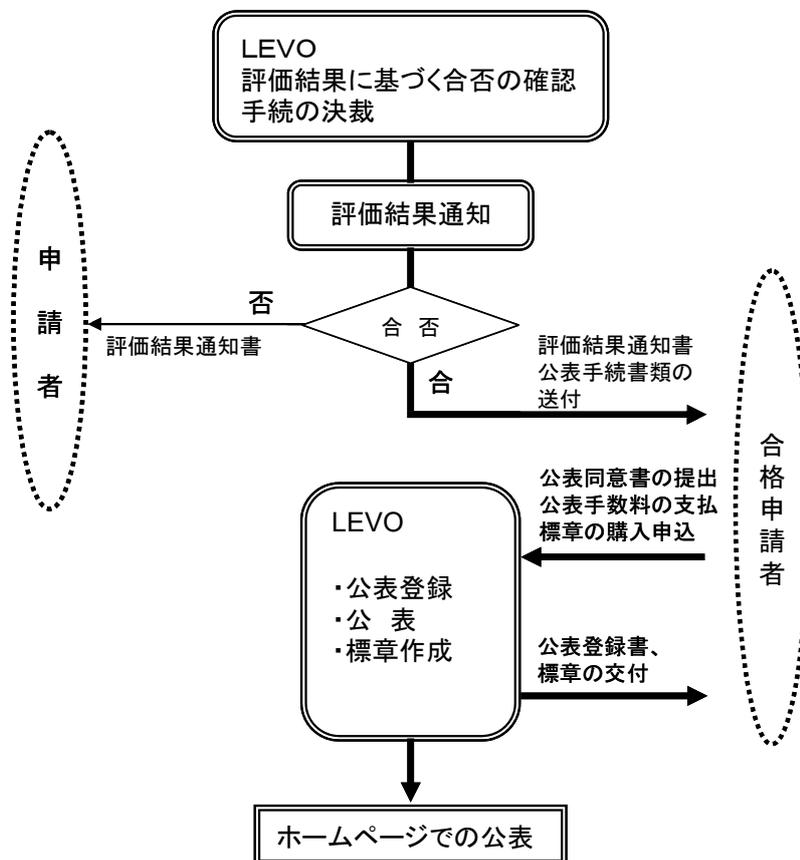
申請・審査手数料の納入を確認後、(一財)環境優良車普及機構(LEVO)は、学識経験者、有識者からなる「評価委員会」を召集します。

評価委員会での審査・評価

「評価委員会」は、申請者より提出された当該機器・装置の性能、品質等に関する書類及びヒヤリング等の情報をもとに、評価の基準を満たしているか審査します。

(3) 評価結果の確認から公表及び標章マーク貼付までの手続き

評価から公表・標章マーク貼付までの流れは以下のとおりです。



評価結果の通知と公表の手続

「評価委員会」の審査終了後、申請者にその結果を「評価結果通知書」により通知します。優良と評価された申請者は、以下の書類を送付してください。

- ① 公表同意書 (様式5-3)
- ② 標章交付申請書 (様式11-1)

公表及び標章の交付

1) 公表登録書及び標章の交付

「評価公表同意書」(様式5-3)及び「標章交付申請書」(様式11-1)の提出と合わせて、所定の公表手数料を納入してください。その後、申請者に公表番号を付して公表登録を行うとともに、公表登録書及び標章(LEVOJマーク)を交付します。

2) ホームページでの公表

優良と評価された機器・装置の申請された内容、条件等について(一財)環境優良車普及機構のホームページに公表します。なお、公表の有効期間は、公表の日から翌々年の3月31日までとし、その後は更新手続を行ったものに限り2年間とします。

標章の貼付と機器・装置自体への表示

購入した標章は、当該機器・装置の包装箱等に貼付してください。

また、申請者の意思により、標章(LEVOJマーク)を機器・装置自体に貼付または刻印することができます。この場合、申請者は「機器・装置の標章表示申請書」(様式11-2)を提出しなければなりません。

(4) 評価公表後の諸手続き

更新手続

引き続き公表の継続を望む申請者は、公表登録の有効期間の満了する1ヶ月前までに「更新手続申請書(様式13-1)」を提出し、併せて、更新手数料を納入してください。

仕様変更の手続

公表された機器・装置の仕様変更をする時は、「仕様変更申請書(様式14-1)」を提出してください。

使用・取付可能な自動車の種類の変更の手続

公表された機器・装置に使用・取付可能な自動車の種類の変更が生じた場合は、「使用・取付可能な自動車の種類の変更申請書(様式15-1)」を提出してください。

公表の取り消し

公表後、申請者の虚偽の報告、データの改ざん、誇大広告、標章の不正使用等の行為を発見した場合は、申請者に修正を求める警告を行います。警告に応じない場合は、公表登録を取消します。

なお、上記の行為により(一財)環境優良車普及機構に損害が生じた場合、申請者に損害賠償請求を行います。

公表廃止の手続

以下の場合、「機器・装置の公表の廃止届出書(様式16-1)」を提出してください。

- ① 公表を止めたいとき
- ② 更新手続を行わないとき

お問合せ

(一財)環境優良車普及機構

企画調査部 自動車優良環境機器・装置評価公表事業担当

160-0004 東京都新宿区四谷 2-14-8 YPCビル

電話:03(3359)9008 FAX:03(3353)5431



【資料】

1. 性能審査の実施機関

排出ガス及び燃費に関する性能試験は、定められた条件で、対象となる燃料、車種区分ごとに実施する必要があります。

性能審査結果成績書に添付する「試験成績書」は、以下の機関により発行されたものとします。また、「試験成績書」の有効期間は発行日から6ヶ月です。

なお、性能試験の詳細、費用については、下記の機関に直接お問合せください。

また、試験自動車は、重量、寸法などの制限により、試験が実施できない場合があります。試験が可能な自動車については、各実施機関にお問合せください。

性能試験の実施機関	(平成30年6月現在)
1. (一財)日本自動車研究所 連絡先 〒305-0822 茨城県つくば市苅間 2530 (電話) 029-856-1120 試験場所 : 茨城県つくば市 試験自動車 : ガソリン車・ディーゼル車 (大型車に限る)	
2. (公財)日本自動車輸送技術協会 連絡先 〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目 2 番 5 全日本トラック総合会館 8 階 (電話) 03-6836-1203 試験場所 : 東京都昭島市 試験自動車 : ガソリン車、ディーゼル車	
3. (一財)日本車両検査協会 連絡先1 〒114-0003 東京都北区豊島7-26-28 (電話) 03-3912-2361 試験場所 : 東京都北区 試験自動車 : ガソリン車・ディーゼル車 連絡先2 〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町2-66-2 (電話) 072-233-2001 試験場所 : 大阪府堺市 試験自動車 : ガソリン車・ディーゼル車	

その他の機関での性能試験

上記機関のいずれかが設備能力等性能試験上問題ないと判断し、同機関の職員が立会いのもとで試験を行い認められたものであればその「試験成績書」は有効とします。その場合、「性能試験成績表」は同機関の名で発行されるものとします。

2. 試験自動車の区分

性能審査の実施機関が発行する試験結果成績書の有効範囲は、表1「試験自動車の区分」において当該試験に用いた自動車が含まれる範囲となります。

表1 試験自動車の区分

ガソリン車及びLPG車 総排気量(L)		軽油車 車両総重量(kg)	
G1	～0.660	D1	～ 3,500
G2	0.661～1.300	D2	3,501～ 5,000
G3	1.301～1.800	D3	5,001～ 8,000
G4	1.801～2.300	D4	8,001～18,999
G5	2.301～2.800	D5	19,000～
G6	2.801～		

また、試験自動車の適合する排出ガス規制ごとに、長期規制、新短期規制、新長期規制の区分があります。

3. 性能試験

(1) 性能試験の概要

性能試験の項目は、排出ガス確認試験及び燃費試験です。

排出ガス確認試験は、当該試験自動車が燃費の評価試験にあたり適切な状態にあることを確認するため及び当該機器・装置を装着する前後で環境性能が悪化しないことを確認するために行います。

排出ガス確認試験の方法、排出ガスの基準値は、当該試験自動車の排出ガス規制年度、車種によって異なります。(24 ページ 規程集 第2編 12.性能審査規則 表2参照)

- 1) 試験自動車の排出ガス確認試験は、当該自動車の排出ガス規制モードと同じ試験モードで行うものとします。
- 2) 燃費は、走行距離あたりの燃料消費量(L/km)で評価するため、車種ごとに定めた試験法により10・15モード燃費値、または、JC08モード燃費値、或いは、JE05モード燃費値の測定を行いません。
- 3) 対象機器・装置装着後の排出ガス性能の確認は、原則として機器装置の装着前に行う排出ガス確認試験と同じ試験モードを行って確認します。

ただし、燃費試験モードと排出ガス確認試験モードが異なる場合は、機器・装置の装着前後で行う燃費試験時の排出ガス値の結果をもって、排出ガスが悪化しないことの確認を行います。

(2) 燃費試験の概要

1) ガソリン車・LPG 車の場合

- ① 新短期規制適合ガソリン車(重量車を除く)にあつては、10・15 モード燃費または JC08 モード燃費の評価を選択することができます。
- ② 新短期規制適合ガソリン車(重量車)にあつては、10・15 モード燃費または JE05 モード燃費の評価を選択することができます。
- ③ 新長期排出ガス規制適合ガソリン車(重量車を除く)にあつては、コンバインモードによる 10・15 モード燃費または JC08 モード燃費の評価を選択することができます。
- ④ 新長期排出ガス規制適合ガソリン車(重量車)にあつては、JE05 モード燃費で評価します。

2) 軽油車の場合

- ① 長期規制適合、新短期規制適合の軽油車(重量車を除く)にあつては、10・15 モード燃費または JC08 モード燃費の評価を選択することができます。
- ② 長期規制適合、新短期規制適合の軽油車(重量車)にあつては、10・15 モード燃費または JE05 モード燃費の評価を選択することができます。
- ③ 新長期排出ガス規制適合の軽油車(重量車を除く)にあつては、コンバインモードによる 10・15 モード燃費または JC08 モード燃費の評価を選択することができます。
- ④ 新長期排出ガス規制適合の軽油車(重量車)にあつては、JE05 モード燃費で評価します。

(3) 燃料消費量の低減率の計算方法

燃料消費量は、10・15 モード、JC08 モード或いは JE05 モードによる CO_{mass}(CO の排出量 g/km)、HC_{mass}(HC の排出量 g/km)、CO_{2mass}(CO₂ の排出量 g/km)の結果から、カーボンバランス法で求めます。

1) 燃料消費率 E(km/L)の計算

燃料消費率 E(km/L)は、試験成績表に記載される CO、HC、CO₂ の排出量から以下の式によって計算します。

ガソリンを燃料とする場合：

$$E = 649 / (0.429 \times \text{CO}_{\text{mass}} + 0.866 \times \text{HC}_{\text{mass}} + 0.273 \times \text{CO}_{2\text{mass}})$$

液化石油ガス(LPG)を燃料とする場合：

$$E = 464 / (0.429 \times \text{CO}_{\text{mass}} + 0.866 \times \text{HC}_{\text{mass}} + 0.273 \times \text{CO}_{2\text{mass}})$$

軽油を燃料とする場合：

$$E = 429 / (0.429 \times \text{CO}_{\text{mass}} + 0.862 \times \text{HC}_{\text{mass}} + 0.273 \times \text{CO}_{2\text{mass}})$$

ただし、JC08 モードによる場合は、以下の式により JC08 モード燃費値を計算します。

$$E = \frac{1}{\left[\frac{0.25}{E_{\text{JC08C}}} + \frac{0.75}{E_{\text{JC08H}}} \right]}$$

E: JC08 モード燃費値(km/L)

E_{JC08C}: コールドスタートによる JC08 モード燃費値(km/L)

E_{JC08H}: ホットスタートによる JC08 モード燃費値(km/L)

また、JE05 モードによる場合は、各排出ガス値(g/test)を JE05 モードの走行距離 13.892km で除して(g/km)に換算して計算に用います。

2) 燃料消費量 F(cc/km)の計算

燃料消費量 F(cc/km)は、燃料消費率 E(km/L)から換算します。

$$\text{燃料消費量 } F(\text{cc/km}) = 1,000 / \text{燃料消費率 } E(\text{km/L})$$

3) 燃料消費量の低減率

燃料消費量の低減率は、次の式により算出され、燃料消費量の低減率が5%以上であることが必要です。

機器・装置を装着することによる燃料消費量の低減率(%)

$$= (F_A - F_B) / F_A \times 100$$

ただし、F_A: 装着前の燃料消費量(cc/km)、F_B: 装着後の燃料消費量(cc/km)

<解説>

乗用車～中量車におけるコンバインモードでの燃費評価

新長期規制対応車には、排出ガス確認試験においてコンバインモード(11モード+10・15モード)またはJC08C+10・15モード)が適用される車両があります。

これらの車両においては、機器・装置の装着前後で、コンバインモードによる試験を行い、10・15モード燃費値で燃費評価を行う方法と、排出ガス確認試験をコンバインモードで行った後、機器の装着前後でJC08(Cold + Hot)モードを行うことでJC08モード燃費による評価を行う方法の2通りから選択することができます。

JC08モード燃費値の計算

JC08モード燃費値は、実際の走行実態に可能な限り近づけるよう、エンジンが暖機された状態からのホットスタートでの走行に加えて、暖機前のコールドスタートでの走行も加味し、次の式のとおり、それぞれの走行割合で加重調和平均する方法により計算します。

加重調和平均は、データの逆数の加重平均の逆数です。データの逆数を取り、その加重平均を求め、その加重平均の逆数をとって求めます。

$$E = \frac{1}{\left[\frac{0.25}{E_{JC08C}} + \frac{0.75}{E_{JC08H}} \right]}$$

E: JC08モード燃費値(km/L)

E_{JC08C}: コールドスタートによる JC08モード燃費値(km/L)

E_{JC08H}: ホットスタートによる JC08モード燃費値(km/L)

JC08モード燃費値は、コールドスタートとホットスタートでJC08モードを行った結果の燃費を加重調和平均するものであり、E_{JC08C} 或いは E_{JC08H}を単独では評価しません。

重量車の燃費評価方法

国が定めた重量車燃費評価手法では、都市内走行モード(JE05モード)と都市間走行モードをコンピュータ上で車両の仮想走行をさせて燃費を計算する方法が採用されています。

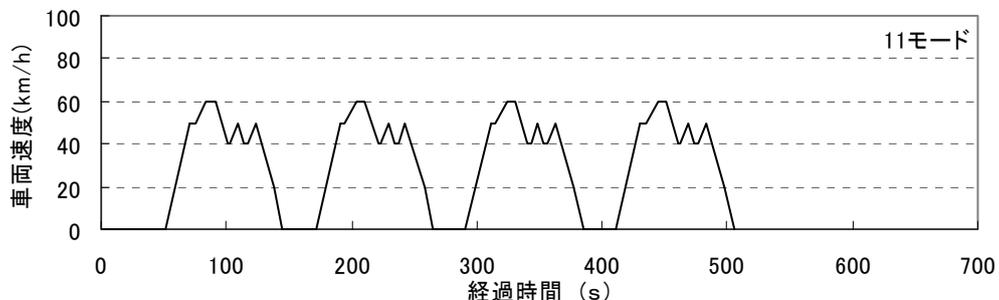
しかし、重量車の燃費を評価するために、実車をシャシダイナモメータに乗せて都市間走行モードを走行させることは、シャシダイナモメータの負荷設定ができない等の理由から実施が困難であるため、本事業では、重量車の燃費評価を行うにあたっては、排出ガス確認試験で行われるシャシダイナモメータによる JE05モードのみで行うものとなりました。従って、本事業で取り扱う重量車の燃費値は、国の燃費基準値である「重量車モード燃費値」とは異なります。

参考 試験モード

排出ガス試験モードのパターンを示します。

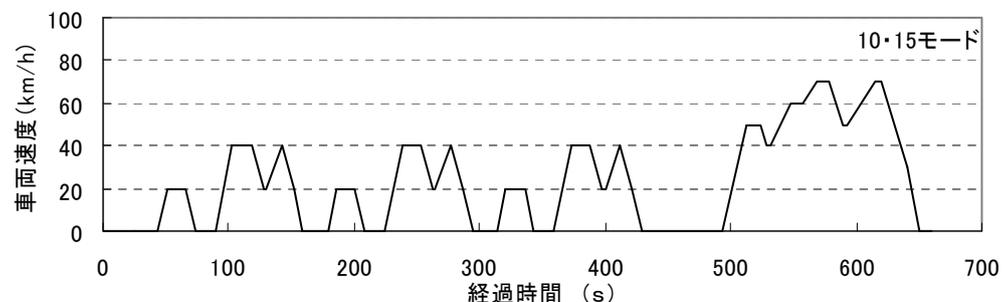
11モード 細目告示 別添 42 軽・中量車排出ガスの測定方法 別紙 6-2 改正前

平均速度 30.6km/h
 最高速度 60.0km/h
 所要時間 505 秒



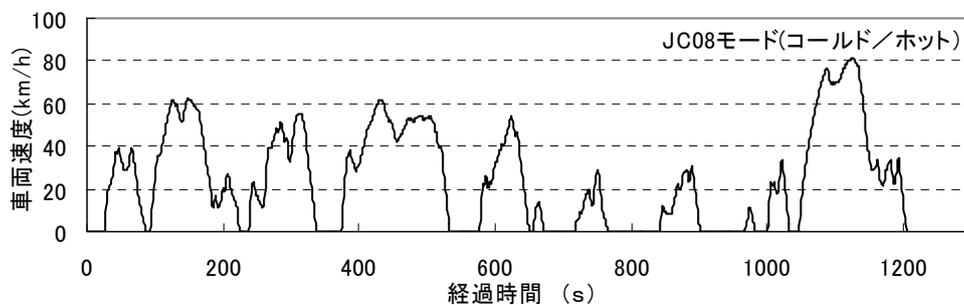
10・15モード 細目告示 別添 42 軽・中量車排出ガスの測定方法 別紙 6 改正前

平均速度 22.7km/h
 最高速度 70.0km/h
 所要時間 660 秒



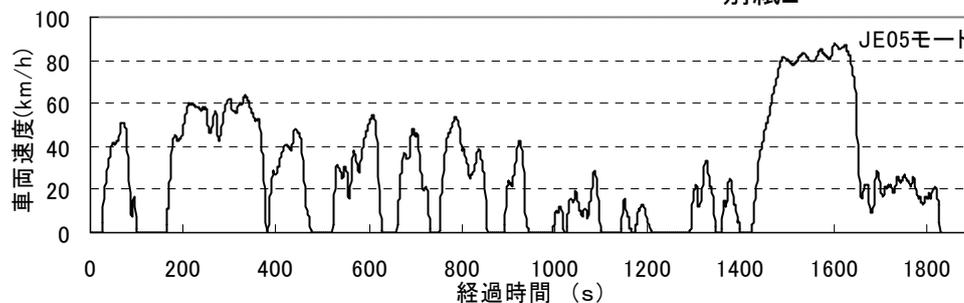
JC08モード 細目告示 別添 42 軽・中量車排出ガスの測定方法 別紙 6

平均速度 24.4km/h
 最高速度 81.6km/h
 所要時間 1204 秒



JE05モード (都市内走行モード) 細目告示 別添 41 重量車排出ガスの測定方法 別紙2

平均速度 27.3km/h
 最高速度 87.6km/h
 所要時間 1830 秒



4. 規程集

【第1編 基本規程】

1. 総則	18
2. 評価公表事業の対象となる機器・装置	18
3. 評価の基準	18
4. 評価公表事業の対象となる申請者	18
5. 評価公表要領	18
6. 申請書類	19

【第2編 各種規程及び規則類】

7. 評価委員会規程	20
8. 処分審査委員会規程	20
9. 評価公表事業手数料規程	20
10. 公表規則	21
11. 標章交付規則	21
12. 性能審査規則	22
13. 更新手続規則	25
14. 仕様変更手続規則	25
15. 使用・取付可能な自動車の種類の変更手続規則	25
16. 公表廃止手続規則	26
17. 公表番号表示取扱規則	26
18. 自動車優良環境機器・装置評価公表事業実施細則	26

様式集

様式5-1 申請に対する受理等の通知書

様式5-2 評価結果通知書

様式5-3 公表同意書

様式5-4 公表登録書

様式6-1 評価公表申請書

様式6-2 事業概要

様式6-3 製品情報・仕様書

様式6-4 効果原理説明書

様式6-5 外観図又は構造図

様式6-6 詳細図

様式6-7 取付・取扱説明書

様式6-8 品質保証書

様式6-9 使用・取付可能な自動車の種類

様式6-10 性能審査結果成績書

様式6-11 社内品質管理要領及び品質管理基準

様式7-1 評価結果報告書

様式8-1 処分審査結果報告書

様式11-1 標章交付申請書

様式11-2 機器・装置の標章表示申請書

様式13-1 更新手続申請書

様式14-1 仕様変更申請書

様式15-1 使用・取付可能な自動車の種類の変更
申請書

様式16-1 機器・装置の公表廃止届出書

第1編 基本規程

1. 総則

(1) 事業の名称及び主体

本事業は、自動車優良環境機器・装置評価公表事業（以下「評価公表事業」という）と称する。

事業の主体は、（一財）環境優良車普及機構（以下「機構」という）が行うものとする。

(2) 事業の目的

評価公表事業の目的は、地球温暖化に対するCO₂削減意識の高揚及び自動車の燃料消費低減の要請に対応して、燃費改善に有効な機器・装置の普及を図るため、その性能について客観的な一定の評価基準の下で、審査、評価を行い、優良な機器・装置を公表するものである。

(3) 規程

機構は、評価公表事業を円滑に行うため、自動車優良環境機器・装置評価公表事業規程（以下「規程」という）を定める。

2. 評価公表事業の対象となる機器・装置

公的な燃費、排出ガス試験法で測定可能なものであって、燃費の改善に寄与する自動車の機器・装置を当面の対象とする。

また、当該機器・装置は、既に商品化されている、あるいは今後商品化されるものとする。

但し、次のものは、対象外とする。

- ① ECU等制御システムに関する機器・装置
- ② 自動車の燃料類、潤滑油、添加剤等
- ③ 異なる燃料類、潤滑油、添加剤等の当該自動車の燃料への混和、添加等を行う装置
- ④ 自動車の騒音防止に関する装置（消音性能に関し重要な部位の改造のあるもの）
- ⑤ タイヤ、ホイール

3. 評価の基準

評価委員会は、申請者より提出された当該機器・装置を客観的に評価するために、現品、その性能、品質に関する書類及びヒアリング等の情報をもとに下記の項目を審査して、それぞれの評価の基準に適合しているか否かを決定する。

① 効果原理

科学的根拠に基づいたものであること。

② 燃料消費量の低減

所定の試験方法により、自動車の燃料消費量が5%以上低減すること。

装着後、直ちに効果を発するものであること。

③ 環境性能

機器・装置を装着した後の自動車の環境性能が、当該機器・装置を装着する前より悪化しないこと。

試験自動車は、所定の排出ガス基準に適合し、NO_x、PM等の排出量が当該機器・装置を装着する前より悪化しないこと。

機器・装置が騒音に関連する場合、試験自動車は、所定の騒音基準に適合し、騒音が当該機器・装置を装着する前より悪化しないこと。

その他の環境性能は、当該機器・装置を装着する前より悪化しないこと。

④ 機器・装置の耐久性

その装着後、少なくとも3ヶ月間又は走行距離が3万kmに達するまで、日常点検により機器・装置の性能を保持できること。

その装着後、少なくとも1年間又は走行距離が10万kmに達するまで、部品等を交換せずに機器・装置の性能を保証できること。

⑤ 安全性への影響

当該機器・装置の装着により車両の安全性を損なわないこと。人体の健康障害を生じるおそれのないこと。

4. 評価公表事業の対象となる申請者

申請者は、次のとおりとする。

(1) 当該機器・装置の製造又は販売を業とする者

(2) 外国において当該機器・装置の製造を業とする者

(3) 上記(2)の者から当該機器・装置を購入する契約を締結している者で、当該機器・装置を本邦で販売することを業とする者

5. 評価公表要領

5.1 申請・受付・受理

5.1.1 告知

機構は、機構のホームページ等を通じて当該事業の告知を行うものとする。

5.1.2 申請

申請者は、機構に対して、評価公表申請書（以下「申請書」という。）正副2通を作成し、対象機器・装置及び規定する関係申請書類を添えて直接提出する。

なお、申請は1件につき1品種とし、1件ごとに規程及び規則に基づき行わなければならない。

5.1.3 受付

機構は、受付に際し、次に掲げる内容を確認するものとする。

(1) 評価公表の対象とする機器・装置であること。

(2) 規定する申請書類に必要事項が記載されていること。

(3) 申請対象とする機器・装置の現品（数量1）が添付されていること。

申請内容が確認されたときは、申請書（副）に捺印し、返却する。

5.1.4 受理

機構は、申請書内容、申請者の要件、機器・装置の要件を精査し、評価手続きを開始するか否かを決定をした場合には、申請者に対し「申請に対する受理等の通知書」により受理又は不受理の旨を通知する。

5.2 評価・公表

5.2.1 手続の開始

機構は、受理とした申請者から、所定の申請・審査手数料が納入されたときは、評価委員会の開催手続を行う。

5.2.2 評価委員会

機構は、評価委員会を召集し、受理された機器・装置の審査、評価を付託する。

委員会の構成、設置、運営等は、評価委員会規程による。

5. 2. 3 評価結果の通知

機構は、評価委員会の審査による評価を受け、「評価結果通知書」により評価結果を申請者に通知する。

なお、申請者は結果に対して異議を申し立てることができない。

5. 2. 4 公表登録書及び標章の交付

機構は、前項による評価結果が、基準適合の場合であって、「公表同意書」、「標章交付申請書」が提出されるとともに、所定の公表手数料の納入を行った申請案件に対して公表番号を付して公表登録を行う。また、申請者に対しては公表登録書及び標章の交付を行う。

5. 2. 5 ホームページでの公表

機構は、公表登録書等を交付したときは、公表規則に基づき、当機構のホームページに公表する。

5. 3 公表登録の有効期間

公表する機器・装置の有効期間は、公表の日から、翌々年の3月31日までとし、その後は、更新手続規則に基づき更新手続を行ったものについては、2年間とする。

5. 4 仕様変更の手続

申請者は、公表された機器・装置の仕様を変更しようとするときは、仕様変更手続規則に基づき、速やかに申請手続を行わなければならない。

5. 5 使用・取付可能な自動車の種類の変更手続

申請者は、公表が行われた機器・装置に対して、使用・取付可能な自動車の種類の変更が生じた場合は、使用・取付可能な自動車の種類の変更手続規則に基づき、速やかに申請手続を行わなければならない。

5. 6 公表の取消し

機構は、公表後、申請者の虚偽の報告、データの改ざん、誇大広告、標章の不正使用等の行為を発見した場合は、機構の判断により、修正を求める警告を発することができる。当該警告に応じない場合は、処分審査委員会による審査を経て公表登録の取消しを行うことができる。ただし、事故等の発生により緊急を要する場合又は、機構で不正行為が容易に判断できる場合は処分審査委員会を待たずに処分することができる。この場合、後日、処分審査委員会の了承を得なければならない。

機構は評価公表の取消しを行ったときは、その旨を速やかに申請者に通告する。

申請者は、その通告を不服とする場合、異議申立てを行うことができる。異議申立ての審査は処分審査委員会が行う。異議申立てにより費用が発生する場合、機構は申請者に対してその費用を請求できるものとする。

なお、処分審査委員会の構成、運営等は処分審査委員会規程により定める。

5. 7 公表の廃止

機構は、次のいずれかに該当すると認められたときは、公表登録の廃止を行う。

(1) 「5. 3 公表登録の有効期間」により、公表登録の有効期間の更新手続が行われなかったとき

(2) 「5. 6 公表の取消し」により公表の取消し処分があったとき

(3) 「14. 仕様変更手続規則」14. 5の規程による手続を行わなかったとき

(4) 「16. 公表廃止手続規則」による廃止の届出があったとき

5. 8 損害賠償

公表の取消しの他、申請者の虚偽の報告、データの改ざん、誇大広告等の不正行為により機構に損害が生じた場合、機構は、申請者に対して損害賠償請求を行うことができる。

6. 申請書類

申請者が受付時に機構に提出する申請書類を以下に定める。

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 評価公表申請書 | (様式6-1) |
| (2) 事業概要 | (様式6-2) |
| (3) 製品情報・仕様書 | (様式6-3) |
| (4) 効果原理説明書 | (様式6-4) |
| (5) 外観図又は構造図 | (様式6-5) |
| (6) 詳細図 | (様式6-6) |
| (7) 取付・取扱説明書 | (様式6-7) |
| (8) 品質保証書 | (様式6-8) |
| (9) 使用・取付可能な自動車の種類 | (様式6-9) |
| (10) 性能審査結果成績書 | (様式6-10) |
| (11) 社内品質管理要領及び社内品質管理基準 | (様式6-11) |

第2編 各種規程及び規則類

7. 評価委員会規程

7. 1 設 置

機構に、評価委員会を置く。

7. 2 目 的

評価委員会は、受理された機器・装置について、提出書類に基づき、一般的な使用における車両等に与える影響も考慮して、「自動車優良環境機器・装置」として公表することが適切であるか審査し、評価する。

7. 3 構 成

- (1) 評価委員会は、委員及び専門委員により構成する。
- (2) 委員及び専門委員は、機構の会長が委嘱する。
- (3) 委員は、評価委員会の審議事項に対する議決権を有し、20名以内とする。
- (4) 専門委員は、専門的見地から意見を述べることができ、評価委員会の審議事項に対する議決権を有しない。
- (5) 委員長は、委員の中から機構の理事長が委嘱する。
- (6) 委員長は、機器・装置の内容により、委員又は専門委員の追加を機構に要請することができる。
- (7) 委員長は、推薦によりオブザーバを参加させることができる。
- (8) 評価委員会に事務局を置く。

7. 4 運 営

- (1) 評価委員会は、機構が召集する。
- (2) 評価委員会は、委員長が主宰する。
- (3) 委員長は、必要に応じて、申請者に直接説明を求めることができる。
- (4) 委員長は、必要に応じて、申請者にデータの追加及び再提出を求めることができる。
- (5) 委員長は、審査が終了したと認めるときは、委員による採決を行うものとし、この場合、委員の全員一致をもって決する。
- (6) 委員長は、必要に応じて、当該機器・装置に係るWG（ワーキンググループ）の設置を機構に要請することができる。
 - a. 機構は、委員長の要請を受けて、WGを設置する。
 - b. WGの主査及び委員は、機構の理事長が委嘱する。

7. 5 開 催

評価委員会の開催時期及び回数は、申請又は受付件数に応じて決定する。

7. 6 評価結果の報告

評価委員会は、審査結果を「評価結果報告書」により機構の理事長に報告する。

7. 7 守秘義務

評価委員会の委員、専門委員、WG構成員及び関係する者は、当該事業に係る内容等に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

8. 処分審査委員会規程

8. 1 設 置

機構は、申請者の虚偽の報告、データの改ざん、誇大広告等があった場合における、公表取消しの処分（異議申し立てが行われた場合を含む。）について審査するため、処分審査委員会を置く。

8. 2 構 成

- (1) 処分審査委員会は、20名以内で構成し、機構の会長が委嘱する。
- (2) 委員長は、委員の中から機構の理事長が委嘱する。
- (3) 処分審査委員会に事務局を置く。

8. 3 開催、運営

- (1) 処分審査委員会は、対象案件の発生に対応して、機構の要請により開催する。
- (2) 処分審査委員会は、委員長が主宰し、審査は全員一致を以て決する。

8. 4 処分審査の対象

処分審査委員会で審査の対象となる事項は次のとおりとする。

- (1) 評価公表の対象となる機器・装置に該当しなくなったと認める場合。
- (2) 事故等の発生により緊急の必要があると認める場合。
- (3) 機器・装置の製作又は販売が行われなくなったにもかかわらず廃止届がなされない場合。
- (4) 機器・装置の包装箱等に標章の貼付を怠った場合。
- (5) 標章を偽造又は流用した場合。
- (6) 機器・装置の申請者が、倒産又は廃業した場合。
- (7) 機器・装置に係わる製造権・営業権等を他の企業に譲渡した場合。
但し、既に販売した機器・装置について、保証が、引き続き行われることを明示する正式な契約書の提出があった場合は、この限りでない。
- (8) その他当該事業に係わる趣旨に違反した場合。

8. 5 報 告

処分審査委員会は、審査結果を「処分審査結果報告書」により機構の理事長に報告する。

8. 6 守秘義務

処分審査委員会の委員及び関係者は、当該事業に係る内容等に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

9. 評価公表手数料規程

9. 1 目 的

この規程は、評価公表に関する手数料、その他評価公表事業に関し収受する手数料の額を定めることを目的とする。

9. 2 申請・審査及び公表に関する手数料

評価公表に必要な審査を受けようとする者が、納入しなければならない手数料の額は、申請・審査手数料にあっては別表1、公表手数料にあっては別表2のとおりとする。

9. 3 標章の交付に関する手数料

標章交付規則に基づき、標章の交付を受けようとする者が納入しなければならない手数料の額は、別表3のとおりとする。

9. 4 公表登録の更新に関する手数料

公表登録の有効期間の満了に際し、更新手続規則に基づき、公表登録の更新を受けようとする者が納入しなければならない手数料の額は、別表4のとおりとする。
(令和元年10月 消費税率改定)

【別表1】(申請・審査手数料)

機器・装置の種類	金額(消費税込み)	
燃費の改善に寄与する機器・装置	1件につき	363,000円

【別表2】(公表手数料)

機器・装置の種類	金額(消費税込み)	
燃費の改善に寄与する機器・装置	1件につき	22,000円

【別表3】(標章交付手数料)

機器・装置の種類	金額(消費税込み)	
燃費の改善に寄与する機器・装置	1個につき	220円

【別表4】(更新手数料)

機器・装置の種類	金額(消費税込み)	
燃費の改善に寄与する機器・装置	1件につき	187,000円

9. 5 申請手数料の取扱い

機構は、一旦納入された評価公表事業に関する手数料は、返金しない。

10. 公表規則

10. 1 目的

この規則は、基本規程「5. 2 評価・公表」により、機構が公表登録内容の公表を行うにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

10. 2 公表の方法

公表は、機構のホームページにて行う。

10. 3 公表の項目

機構のホームページに公表する項目は次のとおりとする。

ただし、機構は、IT技術の進歩あるいは機構の体制変更等により項目及び内容の追加、変更あるいは削除を行うことができる。

- (1) 公表する機器・装置の名称
- (2) 当該機器・装置に付された公表番号
- (3) 当該機器・装置のメーカーまたは販売を業とするものの名称、所在、電話番号
- (4) 当該機器・装置の公表の年月日
- (5) 当該機器・装置の公表登録の有効期間
- (6) 当該機器・装置を使用可能な自動車の種類(自動車のメーカー、車名、型式、車体形状等)

(7) 性能審査規則に基づく性能試験結果

(8) 評価委員会において指摘された特記事項

(9) その他、仕様等が変更された場合の履歴表示等

10. 4 公表の有効期間

ホームページへの掲載期間は、基本規程「5. 3 公表登録の有効期間」によるものとする。

11. 標章交付規則

11. 1 目的

この規則は、機構が標章を発行するにあたって必要な事項を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

11. 2 標章の呼称

標章は、LEVOJ (Organization for the Promotion of Low Emission Vehicles Japan の略) マークと称する。

11. 3 標章の様式

機構が発行する、公表された機器・装置に表示する標章の寸法、色彩等は次のとおりとする。

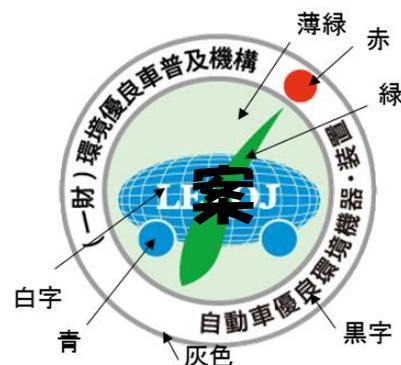
11. 3. 1 寸法

標章の寸法は、基本的には、別途定めるものとする。但し、「標章交付申請書」の提出に際し、特別な寸法の要請があり、機構が承認した場合はこの限りでない。



11. 3. 2 色彩

標章の色彩及び表示記号は、基本的には、別途定めるものとする。但し、「機器・装置の標章表示申請書」の提出に際し、「色彩を施さないこと等」の変更を希望し、機構が承認した場合はこの限りでない。



1 1. 3. 3 記載事項

標章には、「自動車優良環境機器・装置」の表示とともに、「公表番号」「有効期間」及び「(一財)環境優良車普及機構」名を記載する。

1 1. 4 標章の表示

標章の表示に当たっては、以下の文章を明示すること。「この標章は、本品が、所定の試験方法により自動車の燃料消費量を5%以上低減するものであることを(一財)環境優良車普及機構が評価公表していることを示すものです。有効期間 ○○年○○月から○○年○○月まで」

1 1. 5 標章の交付

機構は、「基準適合」の通知を受けた申請者から、「標章交付申請書」により対象機器・装置の標章の交付申請があった場合、当該申請が次の条件に該当するときは、当該標章を交付する。

- (1) 申請者が、当該機器・装置の公表に同意していること。
- (2) 表示の対象物が、基準適合の評価をされた機器・装置であること。
- (3) 所定の標章交付手数料が納入されていること。

1 1. 6 標章の貼付

標章は、公表された機器・装置の包装箱(外装)等の見やすい位置に貼付すること。

1 1. 7 標章の回収

機構は、次に掲げる事項に該当する場合は、未使用の標章を返還させるものとする。

- (1) 公表の取り消しがあった場合。
- (2) 標章を不正使用した場合。

1 1. 8 機器・装置自体への貼付又は刻印等による表示

申請者の意思により、当該機器・装置が公表を受けたものであることを示すマークを、機器・装置自体に貼付又は刻印等により表示することができる。

但し、表示できる数量は、「標章交付申請書」で申請された数量以内とする。

申請者は、「機器・装置の標章表示申請書」により機構に申請し、承認を得なければならない。

表示事項は「公表番号」を含むものとする。なお、この場合におけるマークの寸法及び色彩は、前項「1 1. 3 標章の様式」に準ずるものとする。

1 2. 性能審査規則

1 2. 1 目的

この規則は、燃費の改善に寄与する機器・装置に係る性能を、自動車又は原動機と組み合わせた状態で審査する手続きを定めることを目的とする。

1 2. 2 性能審査の実施機関

性能審査の実施機関として認められるものは、以下に定めるとおりとする。

- (一財)日本自動車研究所
- (公財)日本自動車輸送技術協会
- (一財)日本車両検査協会

その他、機構が認める機関

1 2. 3 試験項目

試験項目は、排出ガス試験及び燃料消費量測定試験とする。

- (1) 試験自動車の排出ガス確認試験は、当該車両の排出ガス規制モードと同じ試験モードで行うものとする。
- (2) 燃費は、走行距離あたりの燃料消費量(L/km)で評価するため、車種ごとに定めた試験法により10・15モード燃費値、JC08モード燃費値あるいはJE05モード燃費値の測定を行う。
- (3) 対象機器・装置の装着後の排出ガス性能の確認は、原則として機器・装置の装着前に行われる排出ガス確認試験と同じ試験モードを行って確認する。
ただし、燃費試験モードと排出ガス確認試験モードが異なる場合は、機器・装置装着前後で行う燃費試験時の排出ガス値の結果をもって、排出ガスが悪化しないことの確認を行う。

1 2. 4 燃料消費量の計算方法

カーボンバランス法により計算するものとする。

燃料消費量を求めるため、CO_{mass}、HC_{mass}、CO₂mass(g/km)の計測を行うこと。

但し、JE05モード法による場合の各排出ガスの平均排出量(g/km)は、JE05モードによる排出量(g/test)をJE05モードの走行距離13.892kmで除して得るものとする。

(1) カーボンバランス法による燃料消費率の計算式：

- ① ガソリンを燃料とする自動車の場合
$$E = 649 / (0.429 \times CO_{mass} + 0.866 \times HC_{mass} + 0.273 \times CO_2_{mass})$$
- ② 液化石油ガス(以下「LPG」という。)を燃料とする自動車の場合
$$E = 464 / (0.429 \times CO_{mass} + 0.866 \times HC_{mass} + 0.273 \times CO_2_{mass})$$
- ③ 軽油を燃料とする自動車の場合
$$E = 718 / (0.429 \times CO_{mass} + 0.862 \times HC_{mass} + 0.273 \times CO_2_{mass})$$

E：燃料消費率(km/L)
CO_{mass}：COの排出量(g/km)
HC_{mass}：HCの排出量(g/km)
CO₂mass：CO₂の排出量(g/km)

(2) JC08モード燃費の計算式：

$$E = \frac{1}{\left[\frac{0.25}{E_{JC08C}} + \frac{0.75}{E_{JC08H}} \right]}$$

E：JC08モード燃費値(km/L)

E_{JC08C}：コールドスタートによるJC08モード燃費値(km/L)

E_{JC08H}：ホットスタートによるJC08モード燃費値(km/L)

(3) 燃料消費率(km/L)から燃料消費量(cc/km)への換算式：

- ① $A(\text{cc/km}) = 1000 / E_a$
A：機器・装置非装着状態の燃料消費量(cc/km)
E_a：機器・装置非装着状態での燃料消費率(km/L)

- ② $B \text{ (cc/km)} = 1000 / E b$
 B : 機器・装置装着状態の燃料消費量 (cc/km)
 $E b$: 機器・装置装着状態での燃料消費率 (km/L)

12.5 燃料消費量試験の基準

次の式により算出される燃料消費量の低減率が5%以上であること。

機器・装置を自動車に装着することによる当該自動車の燃料消費量の低減率 (%) = $(A - B) / A \times 100$

12.6 性能審査の結果報告

申請者は、性能審査を実施した機関の「試験成績書」を「性能審査結果成績書」に添付しなければならない。性能審査を実施した機関の試験成績書は、原本を正本に添付すること。

12.7 試験成績書の有効範囲と有効期間

性能審査の実施機関が発行する試験成績書の有効範囲は、当該試験に用いた自動車の試験自動車の区分で定める範囲のみとする。

また、当該試験成績書の有効期間は、発行日から6ヶ月間とする。

12.8 試験自動車の区分

試験自動車は、ガソリン、LPG 又は軽油の燃料別に区分する。

12.8.1 ガソリン車・LPG 車

(1) 新短期規制の対象範囲の自動車の場合は、表1に掲げる区分毎

(2) 新長期規制の対象範囲の自動車の場合は、表1に掲げる区分毎

12.8.2 軽油車

(1) 長期規制の対象範囲の自動車の場合は、表1に掲げる区分毎

(2) 新短期規制の対象範囲の自動車の場合は、表1に掲げる区分毎

(3) 新長期規制の対象範囲の自動車の場合は、表1に掲げる区分毎

表1 試験自動車の区分

ガソリン車・LPG 車		軽油車	
区分	総排気量 (L)	区分	車両総重量 (kg)
G1	~0.660	D1	~ 3,500
G2	0.661~1.300	D2	3,501~ 5,000
G3	1.301~1.800	D3	5,001~ 8,000
G4	1.801~2.300	D4	8,001~18,999
G5	2.301~2.800	D5	19,000~
G6	2.801~		

12.9 試験自動車の供出

試験自動車は、「12.10 試験自動車の条件」に適した自動車を申請者が供出するものとする。

12.10 試験自動車の条件

試験自動車は、ガソリン、LPG 又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車（側

車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、次に適合するものでなければならない。

(1) 機器・装置を装着しない状態にあつては、燃費に影響を与えるおそれがある装置の設定が変更されていないこと。

(2) 機器・装置を装着しない状態にあつては、燃費に影響を与えるおそれがある装置の改造又は変更が行われていないこと。

(3) 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）等に基づき点検・整備され、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合していること。

(4) 試験自動車は、表2の区分に該当する排出ガス確認のための試験モードにより走行する場合、排出ガスの測定値が表2に示す所定の排出ガス基準に適合していること。

(5) 燃費等が当該自動車諸元として示されている値と比べて著しい差がないこと。

12.11 試験方法

(1) 試験自動車の排出ガス確認の試験については、機器・装置を装着しない状態で表2における試験自動車の車種区分に応じて該当する「排出ガス確認のための試験モード」により行う。

(注) 表2における「排出ガス確認のための試験モード」及び「燃費の測定方法」に示される試験モードは、「道路運送車両の保安基準の細則を定める告示」並びに国土交通省通達で規定する各モードである。

(2) 燃料消費量の測定については、機器・装置を試験自動車に装着しない状態及び装着した状態で、表2における試験自動車の車種区分に応じて該当する「燃費の測定方法」により、カーボンバランス法で行う。

なお、燃料消費量の測定試験モードは、表2に試験モードを併記している場合は、記載のうちから選択することができる。

当該機器・装置装着前後の試験自動車の排出ガス値も併せて測定する。

機器・装置を装着した後の自動車のNO_x、CO、HCの排出量（ディーゼル自動車にあつてはPM排出量を計測する）は、当該機器・装置を装着する前よりも悪化しないこと。ただし、原則として10%は測定誤差とする。

機器・装置装着後の試験は、装着後、直ちに試験を行わなければならない。

試験自動車は、当該機器・装置に係わる部分以外の変更を行うことができない。

試験モード運転中は、常に運転条件を監視し、燃費評価に影響を及ぼす運転条件が確認された場合は、直ちに試験モード運転を中止し、再度、当該試験を実施した結果を採用すること。

12.12 試験機器

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の別添41及び別添42に適合する試験機器を使用すること。

12.13 その他

申請者は、性能審査の実施機関の職員の指示等に従わなければならない。

表2 車種区分別の排出ガス確認試験モードおよび燃費の測定方法

規制対象車種区分			規制年	排出ガス基準					燃料消費量測定のための試験							
				排出ガス確認のための試験モード	排出ガス基準値			黒煙	燃費の測定方法 (当該機器の装着前後で 同じモードで行うこと)	燃費評価のための測定成分◎ 排出ガス評価のための測定成分◎						
					10・15モード/11モード					CO2	CO	HC	NOx	PM		
CO	HC	NOx	g/km	g/km	g/km	g/km	g/km	g/km	g/km	g/km	g/km	g/km	g/km			
ガソリン車・LPG車	新短期規制	乗用車	平成12年～	11モード 及び 10・15モード	1.27	0.17	0.17	なし	10・15モード 又は JC08モード	◎	◎	◎	○	—		
		軽自動車 (貨物)	平成14年～		5.11	0.25	0.25			◎	◎	◎	○	—		
		軽量車 GVW≤1.7t	平成12年～		1.27	0.17	0.17			◎	◎	◎	○	—		
		中量車 1.7t<GVW≤3.5t	平成13年～		3.36	0.17	0.25			◎	◎	◎	○	—		
		重量車 3.5t<GVW	平成13年～		26.0	0.99	2.03			◎	◎	◎	○	—		
ガソリン車・LPG車	新長期規制	乗用車	平成17年～	コンバインモード 或いは JC08モード (※1)	CO	NMHC	NOx	なし	コンバインモード 又は JC08モード	CO2	CO	HC	NOx	PM		
		軽自動車	平成19年～		1.92	0.08	0.08			◎	◎	◎	○	—		
		軽量車 GVW≤1.7t	平成17年～		1.92	0.08	0.08			◎	◎	◎	○	—		
		中量車 1.7t<GVW≤3.5t	平成17年～		4.08	0.08	0.10			◎	◎	◎	○	—		
		重量車 3.5t<GVW	平成17年～		21.3	0.31	0.9			◎	◎	◎	○	—		
軽油車	長期規制	乗用車	車両重量<1265kg 1265kg<車両重量	平成9年～	10・15モード (ホットスタートのみ)	2.7	0.62	0.55	0.14	25	10・15モード 又は JC08モード	◎	◎	◎	○	○
		軽量車 GVW≤1.7t	平成9年～	2.7		0.62	0.55	0.14	◎			◎	◎	○	○	
		中量車 1.7t<GVW≤2.5t	平成9年～	2.7		0.62	0.97	0.18	◎			◎	◎	○	○	
		重量車 2.5t<GVW	平成9年～	9.2	3.8	5.8	0.49	25	非認証重量車10・15モード 又は シャシダイナモメータ によるJE05モード	◎	◎	◎	○	○		
	新短期規制	乗用車	車両重量<1265kg 1265kg<車両重量	平成14年～	10・15モード法 (ホットスタートのみ)	0.98	0.24	0.43	0.11	25	10・15モード 又は JC08モード	◎	◎	◎	○	○
		軽量車 GVW≤1.7t	平成14年～	0.98		0.24	0.43	0.11	◎			◎	◎	○	○	
		中量車 1.7t<GVW≤2.5t	平成15年～	0.98		0.24	0.68	0.12	◎			◎	◎	○	○	
		重量車 2.5t<GVW	平成15～16年	3.46	1.47	4.22	0.35	25	非認証重量車10・15モード 又は シャシダイナモメータ によるJE05モード	◎	◎	◎	○	○		
	新長期規制	乗用車	車両重量<1265kg 1265kg<車両重量	平成17年～	コンバインモード 或いは JC08モード (※1)	CO	NMHC	NOx	PM	25	コンバインモード 又は JC08モード	CO2	CO	HC	NOx	PM
		軽自動車	平成17年～	0.84		0.032	0.19	0.017	◎			◎	◎	○	○	
		中量車 1.7t<GVW≤3.5t	平成17年～	0.84		0.032	0.33	0.020	◎			◎	◎	○	○	
		重量車 3.5t<GVW	平成17年～	2.95		0.23	2.7	0.036	◎			◎	◎	○	○	

※1 コンバインモードには、11モード+10・15モードあるいはJC08モード+10・15モードによる方法がある。

新長期規制適合車の排出ガス試験モードは、国土交通省ホームページ「低排出ガス認定自動車に関する公表」
http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/lowgaskouhyou/index.html で確認することができる。

※2 JC08モード燃費の計算方法：右の計算式による

$$E = \frac{1}{\frac{0.25}{E_{JC08}} + \frac{0.75}{E_{1015}}}$$

E：JC08モード燃費値 (km/L)

E_{JC08C}：コールドスタートによるJC08モード燃費値 (km/L)

E_{JC08H}：ホットスタートによるJC08モード燃費値 (km/L)

1 3. 更新手続規則

1 3. 1 目的

この規則は、機器・装置に対する評価公表の更新手続を定めることを目的とする。

1 3. 2 更新の通知

機構は、公表の有効期間が満了する機器・装置について、その期間が満了することを満了の日2ヶ月前（1月末日）までに申請者に通知する。

1 3. 3 更新手続

引き続き評価公表を継続したい申請者は、公表の有効期間が満了する1ヶ月前（2月末日）までに、「更新手続申請書」により申請するものとする。

機構は、内容を確認し、承認又は不承認を決定する。

但し、必要ある場合は、評価委員会及び処分審査委員会の意見を聞くことができる。

1 3. 4 更新の効果

機構は、更新を妥当と認めた場合、公表登録を更新し、新たな登録書を申請者に交付するとともに機構のホームページを更新する。

1 3. 5 更新手数料

申請者は、更新手続き時に、所定の更新手数料を納入すること。

1 4. 仕様変更手続規則

1 4. 1 目的

この規則は、公表された機器・装置の仕様を変更する場合の手続を定めることを目的とする。

1 4. 2 仕様変更の申請

公表された機器・装置の仕様を変更する場合、申請者は「仕様変更申請書」により申請しなければならない。

機構は、内容を確認し、承認又は不承認を決定する。

但し、必要ある場合は、評価委員会及び処分審査委員会の意見を聞くことができる。

1 4. 3 性能に直接影響しない仕様変更の場合

機構は、当該仕様の変更が、性能に直接影響しないと判断したときは、申請者に仕様変更承認の旨を通知するとともに、公表番号表示取扱規則に基づき公表番号を変更するものとする。

1 4. 4 性能に直接影響しない仕様変更後の有効期間

性能に直接影響しない仕様変更の場合は、変更前の評価公表の残存期間を有効期間とする。

1 4. 5 性能に直接影響がある仕様変更の場合

機構は、「仕様変更申請書」に基づく当該仕様の変更が、基本的な構造、形状及び性能等にかかわる仕様変更、仕様の追加又は前項の「性能に直接影響しない仕様変更の場合」に該当しないと判断したときは、申請者に「当該の仕様変更は、現状の公表登録の範囲外であり、新たに評価公表申請を行うべきものである」旨を通知する。

この仕様変更を行う場合は、申請者は改めて「評価公表申請書」による申請を行わなければならない。

1 5. 使用・取付可能な自動車の種類の変更手続規則

1 5. 1 目的

この規則は、公表された機器・装置に対して、使用・取付可能な自動車の種類を変更する際の取扱について定めることを目的とする。

1 5. 2 使用・取付可能な自動車の種類の変更等の申請

公表された機器・装置に対して、使用・取付可能な自動車の種類を削除、変更もしくは追加する場合、申請者は「使用・取付可能な自動車の種類の変更申請書」により申請しなければならない。

機構は、内容を確認し、承認又は不承認を決定する。

但し、必要ある場合は、評価委員会及び処分審査委員会の意見を聞くことができる。

1 5. 3 使用・取付可能な自動車の種類を削除する場合

機構は、「使用・取付可能な自動車の種類の変更申請書」に基づき、既に使用・取付可能な自動車として公表されている自動車を削除しなければならないと判断したときは、公表登録における「使用可能な自動車の種類」の一部を削除するものとし、その旨を通知する。

1 5. 4 使用・取付可能な自動車の種類を変更又は追加する場合

1 5. 4. 1 変更又は追加する自動車が、試験自動車の区分に基づき既に性能試験が実施されている場合

機構は、「使用・取付可能な自動車の種類の変更申請書」に基づき、試験自動車の区分において、当該自動車に係る性能試験が既に実施され、性能試験成績表により基準値の範囲内であると判断できるときは、公表登録における「使用可能な自動車の種類」の変更又は追加を行うものとし、その旨を通知する。

1 5. 4. 2 前項（1 5. 4. 1）に該当しない場合

機構は、申請者に対して、性能審査規則に基づき新たに実施した当該自動車の性能試験成績表を提出させ、基準値の範囲内であると判断できる場合は、公表登録における使用・取付可能な自動車の種類の変更又は追加を行うものとし、その旨を通知する。

1 5. 4. 3 仕様変更のある場合

前2項（1 5. 4. 1及び1 5. 4. 2）で仕様変更の手続が必要な場合は、機構は申請者にその手続を行わせるものとし、その旨を通知する。

1 5. 4. 4 自動車の種類の変更・追加の不承認

前2項（1 5. 4. 1及び1 5. 4. 2）で基準値の範囲内であると判断できない場合、機構は使用・取付可能な自動車の種類の変更又は追加を認めないものとし、「新たに評価公表申請を行うべきものである」旨を通知する。

16. 公表廃止手続規則

16.1 目的

この規則は、申請者が機器・装置の公表を廃止する際の手続を定めることを目的とする。

16.2 公表廃止の届出時期

申請者は、「機器・装置の公表廃止届出書」により、任意の時期で機器・装置の公表廃止の届出をすることができる。

16.3 公表廃止の届出

申請者は、次のいずれかに該当する場合は、「機器・装置の公表廃止届出書」に公表登録書を添付して機構に提出しなければならない。

- (1) 公表を止めたいとき
- (2) 更新手続きを行わないとき

16.4 廃止時期の決定

機構は、廃止届を受理したときは、公表の廃止時期を定めるものとする。

16.5 廃止の方法

機器・装置の公表の廃止は、廃止時期として定めた日時に公表登録及び機構のホームページから削除して実施するものとする。

17. 公表番号表示取扱規則

17.1 目的

この規則は、公表された機器・装置に表示する公表番号の取扱について定めることを目的とする。

17.2 公表番号

公表番号は年度と種類に区分し、その後、当該年度に公表した機器・装置の公表順に一連番号を付するものとする。

年度 種類 一連番号

例： 2000—000—000

17.3 末尾に記号を付す場合

「性能に直接影響しない仕様変更の場合」に新たな公表番号を付すときは、従前の一連番号の次にアルファベットの大きい文字を付するものとする。

年度 種類 一連番号

例： 2000—000—000A (第1回目)

例： 2000—000—000B (第2回目)

18. 自動車優良環境機器・装置評価公表事業 実施細則

18.1 規程類変更告知

評価公表事業を有効適切に実施するため、各種規程等を変更した場合は、関係者に周知するとともに、機構のホームページに掲載するものとする。

年 月 日

申請に対する受理等の通知書

_____ 殿

東京都新宿区四谷2丁目14番8号
一般財団法人環境優良車普及機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

貴殿から 年 月 日付けで申請のあった評価公表申請について、その内容を確認した結果、下記のとおりとしたので通知します。

記

1. 申請品の名称 :
2. 型 式 :
3. 受 付 番 号 :
4. 受 理 の 別 : 受 理 / 不 受 理
5. 不 受 理 の 理 由 :

年 月 日

評価結果通知書

_____ 殿

東京都新宿区四谷2丁目14番8号
一般財団法人環境優良車普及機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

貴殿から 年 月 日付けで申請のあった機器・装置について、評価委員会において審査した結果、下記のとおりとしたので通知します。

記

1. 申請品の名称 :
2. 型 式 :
3. 受 付 番 号 :
4. 基準の適否 : 適 合 / 否
5. 特 記 事 項 : 評価委員会において指摘された特記事項は以下のとおり。

年 月 日

公 表 同 意 書

一般財団法人環境優良車普及機構

理事長 殿

住 所 _____

会社名 _____ 印

代表者名 _____ 印

年 月 日 付で「基準適合」の通知のあった機器・装置について、公表することを同意し、公表を申請します。

公表する機器・ 装置の名称 及び 型 式	
公表開始日※	年 月 日
公表登録の 有効期間※	年 3月31日まで
上記機器・装置 の受付番号※	
公表番号※	
手 数 料※	公表手数料の納入 有 / 無
承 認	※
受 付	※
受 付 番 号	※

注 ※欄は機構で記入する。

申請者 連絡先	担当者名	
	所属	
	TEL	FAX
	E-mail	

年 月 日

公表登録書

殿

東京都新宿区四谷2丁目14番8号
一般財団法人環境優良車普及機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

貴殿から公表同意書、標章交付申請書及び公表手数料の納入が確認できましたので、公表登録書を交付します。

記

1. 公表する機器・装置の名称 :
2. 型 式 :
3. 公 表 番 号 :
4. 公 表 開 始 日 : 年 月 日
5. 公表登録の有効期間 : 年 3月31日まで

年 月 日

評価公表申請書

一般財団法人環境優良車普及機構

理事長 殿

住 所 _____

会社名 _____ 印

代表者名 _____ 印

評価公表を受けたいので、「自動車優良環境機器・装置評価公表事業の規程」に同意の上、下記のとおり申請します。

申請品の 名 称											
型 式											
製品の概要	【記載しきれない場合は、別添とすること。】										
添付書類	1. 事業概要 2. 製品情報・仕様書 3. 効果原理説明書 4. 外観図又は構造図 5. 詳細図 6. 取付・取扱説明書 7. 品質保証書 8. 使用・取付可能な自動車の種類 9. 性能審査結果成績書 10. 社内品質管理要領及び社内品質管理基準 11. その他										
現 品※	現品の提出 有 / 無										
手数料※	申請・審査手数料の納入 有 / 無										
承 認	<table border="1"> <tr> <td>※</td> <td>受 付</td> <td>※</td> <td>受 付</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>番 号</td> <td></td> </tr> </table>	※	受 付	※	受 付	※				番 号	
※	受 付	※	受 付	※							
			番 号								

注 1. 添付書類欄は、同時に添付するものについて該当番号を○で囲むこと。

2. ※欄は機構で記入する。

申請者 連絡先	担当者名		
	所属		
	TEL		FAX
	E-mail		

年 月 日

事業概要

当社の事業概要は下記のとおりです。

名 称					
所 在 地					
設立年月日					
資 本 金					
主な製作品名 又は 取扱商品名					
年間売上高 (直近のもの)					
主な取引先					
そ の 他					
承認	※	受付	※	受付 番号	※

- 注 1. 記入しきれない場合は、別添とすること。
 2. ※欄は機構で記入する。
 3. 会社概要パンフレットがある場合は、パンフレットを添付すること。

年 月 日

製 品 情 報 ・ 仕 様 書

申請する対象品に係る「製品情報・仕様書」は下記のとおりです。

申請品の名称					
型 式					
<p>【製品情報・仕様書】</p> <p>1. 寸法及び重量</p> <p>2. 主な使用材料</p> <p>3. 販売価格（本体価格並びに取付費用等）</p> <p>4. その他必要事項</p>					
承認	※	受付	※	受付 番号	※

- 注 1. 説明にあたっては、図式及び写真等を用いてわかりやすくすること。
 2. 記入しきれない場合は、別添とすること。
 3. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

効 果 原 理 説 明 書

申請する対象品に係る「効果原理」は下記のとおりです。

申請品の名称					
型 式					
【効果原理の説明内容】					
承認	※	受付	※	受付 番号	※

- 注 1. 説明にあたっては、図式及び写真等を用いてわかりやすくすること。
 2. 記入しきれない場合は、別添とすること。
 3. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

外 観 図 又 は 構 造 図

申請する対象品に係る「外観図又は構造図」は下記のとおりです。

申請品の名称					
型 式					
【外観図又は構造図】					
添付書類		1. 三面図	2. 写真	3. その他	
承認	※	受付	※	受付 番号	※

注 1. 記入しきれない場合は、別添とすること。

2. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

詳 細 図

申請する対象品に係る「詳細図」は下記のとおりです。

申請品の名称					
型 式					
【詳細図】					
承認	※	受付	※	受付 番号	※

- 注 1. 説明にあたっては、図式及び写真等を用いてわかりやすくすること。
 2. 記入しきれない場合は、別添とすること。
 3. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

取 付 ・ 取 扱 説 明 書

申請する対象品に係る「取付説明及び取扱説明」は下記のとおりです。

申請品の名称					
型 式					
【取付説明書】					
【取扱説明書】					
承認	※	受付	※	受付 番号	※

- 注 1. 説明にあたっては、図式及び写真等を用いてわかりやすくすること。
 2. 記入しきれない場合は、別添とすること。
 3. 取付説明書及び取扱説明書を添付してもよい。
 4. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

品質保証書

申請する対象品に係る「品質保証書」は下記のとおりです。

申請品の名称					
型 式					
【品質保証概要（品質保証条件及び品質保証規程を含むこと。）】					
承認	※	受付	※	受付 番号	※

- 注 1. 記入しきれない場合は、別添とすること。
 2. 品質保証書を添付すること。
 3. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

使用・取付可能な自動車の種類

申請する対象品に係る「使用・取付可能な自動車の種類」は下記のとおりです。

申請品の名称					
型 式					
No.	メーカー	車 名	型 式	原動機の 型 式	燃料の 種 類
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
承認	※	受付	※	受付 番号	※

- 注 1. 記入しきれない場合は、別添とすること。
2. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

性 能 審 査 結 果 成 績 書

申請する対象品に係る「性能審査結果」は下記のとおりです。

申請品の名称			
型 式			
性能審査の 実施機関			
性能審査の 実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
性能審査の 試験方法			
試験自動車			
性能審査の 結 果	別添のとおり		
承 認	※	受 付	※
		受 付 番 号	※

- 注 1. 記入しきれない場合は、別添とすること。
 2. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

社内品質管理要領及び品質管理基準

弊社における「社内品質管理要領及び社内品質管理基準」は下記のとおりです。

【社内品質管理要領】					
【社内品質管理基準】					
承認	※	受付	※	受付 番号	※

- 注 1. 説明にあたっては、図式及び写真等を用いてわかりやすくすること。
2. 記入しきれない場合は、別添とすること。
3. ※欄は機構で記入する。

年 月 日

評 価 結 果 報 告 書

一般財団法人環境優良車普及機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

評 価 委 員 会
委員長 ○ ○ ○ ○ 印

申請のあった下記の機器・装置について、「自動車優良環境機器・装置評価公表事業」に設置された評価委員会（含むWG）において審査した結果、下記のとおり報告します。

記

1. 申請品の名称 :
2. 型 式 :
3. 申請者の名称 :
4. 受 付 番 号 :
5. 基準の適否 : 適 合 / 否
6. 理 由 : 評価委員会において指摘された特記事項は以下のとおり。
(※否の場合はその理由)

年 月 日

処 分 審 査 結 果 報 告 書

一般財団法人環境優良車普及機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

処 分 審 査 委 員 会
委員長 ○ ○ ○ ○ 印

処分審査要請のあった下記事項について、処分審査委員会において審議した結果、下記のとおり報告します。

記

1. 公 表 番 号 :
2. 機器・装置の名称 :
3. 型 式 :
4. 申請者の名称 :
5. 審査案件の概要 :
6. 審 査 結 果 : 評価公表の失効・取消しに 該当する / 該当しない
7. 審査結果の理由 : 上記の審査結果の理由は以下のとおり。

年 月 日

標 章 交 付 申 請 書

一般財団法人環境優良車普及機構
理事長 殿

住 所 _____

会社名 _____ 印

代表者名 _____ 印

標章交付規則に基づき標章を貼付したく、下記のとおり申請します。

公表番号			
機器・装置の 名 称			
型 式			
公表の 有効期間	年 3月31日まで		
購入する 枚数及び金額	(枚) × 220 (円/枚) = (円)		
手数料※	標章の交付に関する手数料の納入 済み / 未済		
承認	※	受付	※
		受付 番号	※

注 ※欄は機構で記入する。

申請者 連絡先	担当者名	
	所属	
	TEL	FAX
	E-mail	

年 月 日

機器・装置の標章表示申請書

一般財団法人環境優良車普及機構
理事長 殿

住 所 _____

会社名 _____ 印

代表者名 _____ 印

公表されている機器・装置自体に表示を施したく、下記のとおり申請します。

公表番号			
機器・装置の 名 称			
型 式			
公表の 有効期間	年 3月31日まで		
見本の提示			
承認	※	受付	※
		受付 番号	※

注 ※欄は機構で記入する。

申請者 連絡先	担当者名	
	所属	
	TEL	FAX
	E-mail	

年 月 日

更 新 手 続 申 請 書

一般財団法人環境優良車普及機構
理事長 殿

住 所 _____
会社名 _____ 印
代表者名 _____ 印

公表されている下記機器・装置について、公表登録の有効期間の更新をお願いしたく、
下記のとおり申請します。

公表番号			
機器・装置の 名 称			
型 式			
現 在 の 有 効 期 間	年 3月31日まで		
更 新 後 の 有 効 期 間	年 3月31日まで		
手 数 料※	公表登録の更新に関する手数料の納入 済み / 未済		
承 認	※	受 付	※
		受 付	※
		番 号	

注 1. ※欄は機構で記入する。

申請者 連絡先	担当者名	
	所属	
	TEL	FAX
	E-mail	

年 月 日

仕 様 変 更 申 請 書

一般財団法人環境優良車普及機構
理事長 殿

住 所 _____
会社名 _____ 印
代表者名 _____ 印

公表されている機器・装置の仕様変更について、下記のとおり申請いたします。

公表番号			
機器・装置の 名 称			
型 式			
現 在 の 有 効 期 間	年 3月31日まで		
仕様変更 の内容			
性能への影響 の有無			
承 認	※	受 付	※
		受 付 番 号	※

- 注 1. 記入しきれない場合は、別添とすること。
2. 仕様変更後の現品を提出すること。
3. ※欄は機構で記入する。

申請者 連絡先	担当者名		
	所属		
	TEL		FAX
	E-mail		

年 月 日

機器・装置の公表廃止届出書

一般財団法人環境優良車普及機構
理事長 殿

住 所 _____
会社名 _____ 印
代表者名 _____ 印

以下の事由により、機器・装置の公表を廃止したく、下記のとおり届出します。

公表番号			
機器・装置の 名 称			
型 式			
廃止の時期	年 月 日		
廃止理由			
公表の取消し 時 期 ※	年 月 日		
承認 ※	受付 ※	受付 番号	※

- 注 1. 廃止届は、廃止する公表の機器・装置について1品種1枚とする。
2. 廃止の時期は、製造（販売を業とするものにあつては販売）が終了する日とする。
3. 記入しきれない場合は、別添とすること。
4. 廃止届には公表登録書を添付すること。
5. ※欄は機構で記入する。

申請者 連絡先	担当者名	
	所属	
	TEL	FAX
	E-mail	